

# 生活に役立つ社会資源サービスの情報を募集します

市では、市民の皆さまが、地域で生きがいを持ちながら自分らしい生活を続けられるように、各種生活に役立つサービスや地域の情報を収集し、広く周知することで、安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

つきましては、支援を必要とする市民の皆さまに向けて、生活支援・介護予防等に資する以下のサービスを実施しており、情報の周知を希望する団体を募集します。



対象サービス	内容
見守り・安否確認	地域の町内会、民間事業者等による高齢者の安否確認や見守りを家事支援等とともに行うサービス。また、安否確認には緊急時に通報できるサービスも含まれる。
配食(+見守り・安否確認)	配食だけでなく、訪問時に安否確認や見守りも兼ねたサービス。
家事援助	買物や掃除、調理、洗濯等の日常生活に必要な家事を支援するサービス。
外出支援	通院や買物等が一人では困難な方へ移動支援を行うサービス。
生活支援	外出や移動が困難な方に対する日常生活用品の宅配や訪問を行うサービス。
交流の場・通いの場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民やNPO団体等様々な主体によるミニデイサービスやコミュニティサロン等の交流の場、運動・栄養・口腔ケア等の専門職が関与する教室を開催しているサービス。</li> <li>・店舗等に介護の相談窓口、サロンや体操教室等のサービスを組み合わせたサービス。</li> <li>・介護者である家族の集いや介護サービスを利用している方の状態維持・改善に向けた知識・技術の教室等であり、介護者を支援するサービス。</li> </ul>
出前講座	企業や各種団体が主体となって開催する講座やセミナー等。
その他	上記には該当しないサービスで、市長が適当と認めるサービス。

周知場所は、市役所や福祉相談センターの各窓口のほか、豊川市「きらっと☆とよかわっ！ガイドマップ」 (<http://www2.wagamachi-guide.com/toyokawa/>) 及び厚生労働省が運営する「介護サービス情報公表システム」 (<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>) 等です。周知の希望や内容に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

問合せ先：豊川市福祉部地域福祉課福祉政策係 電話：0533-95-0231

## 生活支援体制整備事業とは!?

少子高齢化や核家族化などにより生活を送るうえで何らかの支援が必要となる方が増えています。日常生活上の支援が必要になっても、地域で生きがいを持ちながら、自分らしい生活を継続していくためには、地域において様々な生活支援や介護予防のサービスが提供されることが必要です。

生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーター等を中心に、ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人、共同組合など地域の多様な事業主体による多様な生活支援や介護予防のサービスが提供される体制を整備します。